



山形県公報

平成25年11月12日（火）
第2495号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…1197
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…1198
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1199
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森 林 課）…1200
- 同……………（同）…同
- 民有保安林指定の解除の予定……………（同）…1201
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）…1202
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…1203

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（最上総合支庁地域振興課）…1204
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（建設企画課）…同

## 告 示

### 山形県告示第1005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 医 療 法 人 金 沢 医 院   | 上山市新町二丁目2番34号       | 平成25. 9. 24 |
| 西 岡 メ デ ィ カ ル 薬 局 | 村山市楯岡二日町7番1号        | 同 10. 1     |

**山形県告示第1006号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|------------------|---------------|-------------|
| 医療法人 金沢 医院       | 上山市旭町一丁目7番17号 | 平成25. 9. 21 |
| ア ー チ 調 剤 薬 局    | 鶴岡市上畑町5番73号   | 同 9. 30     |
| 有限会社西岡メディカル薬局山形店 | 村山市楯岡二日町7番1号  | 同           |

**山形県告示第1007号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日       |
|--------------|--------------------------|------------------|-------------|
| ケアプランセンターくるみ | 居宅介護支援                   | 西置賜郡小国町大字叶水346番地 | 平成25. 9. 25 |
| 西岡メディカル薬局    | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 村山市楯岡二日町7番1号     | 同 10. 1     |
| さくら薬局山形馬見ヶ崎店 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市馬見ヶ崎四丁目1番19号  | 同           |

**山形県告示第1008号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
いずみケアセンター指定訪問介護事業所  
山形市嶋南三丁目15番28号
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地         |                | 変更年月日        |
|--------------------|----------------|--------------|
| 変 更 前              | 変 更 後          |              |
| 山形市長町一丁目 9 番59-17号 | 山形市嶋南三丁目15番28号 | 平成24. 12. 26 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 いずみケアセンター居宅介護支援事業所  
 山形市嶋南三丁目15番28号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地         |                | 変更年月日        |
|--------------------|----------------|--------------|
| 変 更 前              | 変 更 後          |              |
| 山形市長町一丁目 9 番59-17号 | 山形市嶋南三丁目15番28号 | 平成24. 12. 26 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 グループホームひより  
 酒田市船場町一丁目 7 番30号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称          |            | 変更年月日      |
|--------------------|------------|------------|
| 変 更 前              | 変 更 後      |            |
| グループホーム「民間介護の家ひより」 | グループホームひより | 平成25. 4. 1 |

**山形県告示第1009号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称       | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類     | 指定年月日        |
|----------------------|----------------------------------|-------------|--------------|
| 合同会社ポジティブマインド<br>うさぎ | ケアマネオフィスうさぎ<br>酒田市駅東一丁目 5 番地の 7  | 居 宅 介 護 支 援 | 平成25. 10. 24 |
| 株式会社ソーシャルサービス        | ケアプランセンターみずほ<br>酒田市亀ヶ崎五丁目 7 番10号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成25. 10. 30 |

**山形県告示第1010号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
 最上川土地改良区

## 2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

## 3 認可年月日

平成25年10月29日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1011号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字月岡字上嶋沢787の15、787の16、787の17、787の18、字大井戸沢676の1、676の10、676の12、676の62、676の63

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字上嶋沢787の15・787の16（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、787の18、字大井戸沢676の1（次の図に示す部分に限る。）、676の62

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び西川町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1012号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

酒田市北俣字鹿島山1の1から1の4まで、1の7、1の8、2の1、3から6まで、9の1、10の1、10の3、17から19まで、字琵琶田47の1

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字鹿島山2の1・3・5・9の1（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第1013号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鶴岡市下川字龍花崎41の972、41の1344、辻興屋字街ノ上258の3、259の2、283の2、361の2、362の2、372の3、373の3、373の4、378の3、379の3、379の4、387の2、387の3、388の2、390の2
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

**山形県告示第1014号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 上和田浅川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字元和田字中和田57番から<br>同 大字馬頭字上光田29番2まで | 旧    | 23.4メートル<br>} 8.3  | メートル<br>963 |
| 同 上                                       | 新    | 23.4メートル<br>} 11.3 | 同 上         |

**山形県告示第1015号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成25年11月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上和田浅川線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字元和田字中和田57番から  
同 2番まで  
東置賜郡高畠町大字馬頭字上光田213番1から  
同 29番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月14日

**山形県告示第1016号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市地域（赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年10月28日から平成26年3月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

**山形県告示第1017号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西村山郡西川町地域（寒河江川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年10月28日から平成26年3月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、1mグリッドデータ）

**山形県告示第1018号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砂防事業者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡白鷹町大字十王地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成25年10月29日から平成26年3月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3・4級基準点測量、3級水準測量）

**山形県告示第1019号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後                | 変更年月日        |
|----------------------|----------------------|--------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同左                   | 平成25. 10. 25 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同左                   |              |
| 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 | 同左                   |              |
| 東京都新宿区新宿二丁目1番2号      | 同左                   |              |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10番39号 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号  |              |
| 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号  | 同左                   |              |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同左                   |              |
| 広島県広島市中区八丁堀15番6号     | 同左                   |              |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同左                   |              |
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号   | 同左                   |              |
| 長崎県長崎市万才町6番33号       | 同左                   |              |
| 宮崎県宮崎市川原町5番10号       | 同左                   |              |
| 鹿児島県鹿児島市中央町9番10号     | 鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号     |              |
| 沖縄県浦添市字城間3019番地      | 同左                   |              |
|                      | 岡山県岡山市北区丸の内二丁目12番20号 |              |

### 山形県告示第1020号

次の開発行為は、完了した。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成25年10月23日 指令村総建第222号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市柏原一丁目3008番755、3008番757、3008番759、3008番760、3008番761、3008番762、3008番763、3008番764
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
天童市東久野本一丁目1番12号  
株式会社須藤不動産

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成25年11月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人長沢学校
  - (2) 代表者の氏名  
白木 陽二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡舟形町長沢1072番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、舟形町の歴史的資料の管理や、郷土文化の発信や、郷土の農畜水産物の発展の賛助となる観光、文化などの企画立案をし、それに関わるセミナー、技術研修、産学官の研修・交流、福祉活動、人材育成等を通じて人的交流の発展と、青少年ボランティアの育成と社会教育の向上に貢献することを目指す。それに伴い、長沢小学校の維持・保守などの管理及び災害時の緊急避難場所としての維持管理、同校の校歴、資料の維持管理を行う。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県積算システム更新に係る開発運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 69,947,850円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当